

# 「学校いじめ防止基本方針

徳島県立穴吹高等学校

## 1 いじめ等の防止に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」との認識を共有させ、一人ひとりの人権が調和的に行使される等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳や生命が守られるよう未然防止のため全教職員が一丸となり取り組む。
- (3) いじめを早期に認知するため、ささいな事象であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で的確に対応する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (5) 生徒の悩みを受け止めることができるよう、相談体制を充実させる。また、必要に応じて関係機関との連携を図り、未然防止や問題の早期解決に努める。

## 2 学校いじめ対策組織について

### (1) 組織の構成

管理職・主幹教諭等・生徒指導課・人権教育課・保健防災課（教育相談担当等）・教務課・学年主任・学級担任・教科担任・部活動指導教員・生徒が相談しやすい教員・学校医等を、「学校いじめ対策組織」として編成し、この組織を中核として問題の早期解決を図る。また、管理職・学級担任・副担任・生徒指導課・保健防災課等を、生徒や保護者からの相談の窓口とする。

※当組織は、必要に応じて外部の専門機関及び有識者（スクールカウンセラー・スクールプロフェッサー）の助言を得ることとする。

### (2) 組織の役割

- ① 学校経営基本方針に基づく取り組みにおいて生徒・教職員の諸活動に関する年間計画を策定し、その実施にあたる。
- ② 生徒の問題行動等に関わる情報の収集と共有を行う。
- ③ 機に応じては緊急に会議を開き、情報の迅速な共有や、指導・支援体制の強化、対応方針の決定を速やかに行う。





